

3. 申請を行う場合に留意すること

自主的な申請をする場合に留意することは、大きく次の2つに分類できます。

- ① 自主的な申請をするときに留意すること
- ② 形質変更時要届出区域等に指定されることに対して留意すること

① 自主的な申請をするときに留意すること

留意事項その1：都道府県知事等への事前相談

- (1) 申請手続や指定後の土地の形質の変更等の手続のスケジュール等を把握したい場合は、事前に都道府県知事等に相談する必要があります。
- (2) 土地を要措置区域ではなく形質変更時要届出区域として適正に管理したい場合は、都道府県知事等に相談しながら手続を進める方が望ましいと考えられます。